

# みんなにやさしい まちづくり



やま がた けん  
**山形県**

# みんなにやさしいまちづくり 条例になりました。

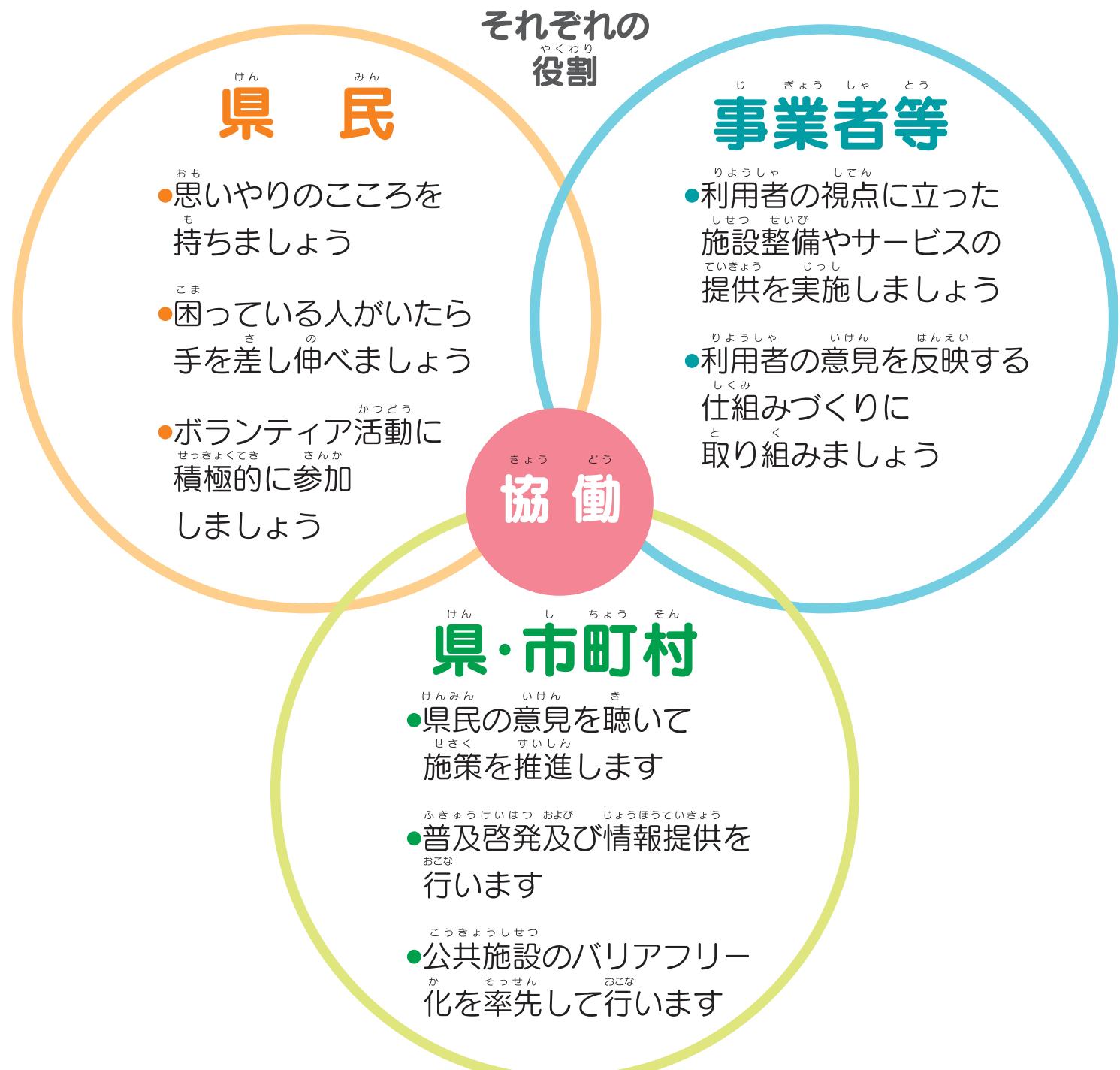
山形県では、平成11年10月「山形県福祉のまちづくり条例」を制定し、「高齢者や障がいの方々を含むすべての県民が、自分の意思で自由に行動し、社会に参加することができる福祉のまちづくり」を進めてきました。

そして、平成20年3月に、あらゆる施設において、年齢や性別、身体能力の違いなどにかかわらず、誰もが利用しやすいことを重視するユニバーサルデザインの考え方を取り入れて、「山形県福祉のまちづくり条例」を改正し、「山形県みんなにやさしいまちづくり条例」を制定しました。

今後は、すべての人が施設、サービス、情報等を快適に利用することができ、ひとしく社会参加できるまちづくりを進めてまいります。



けんみん じぎょう しゃ とう よび けん しちょうそん  
県民、事業者等及び県・市町村それぞれが  
きょうつう にんしき れんけい もと  
共通の認識と連携の下に、  
すいしん  
みんなにやさしいまちづくりを推進します。



こころ  
**心のバリアフリー**

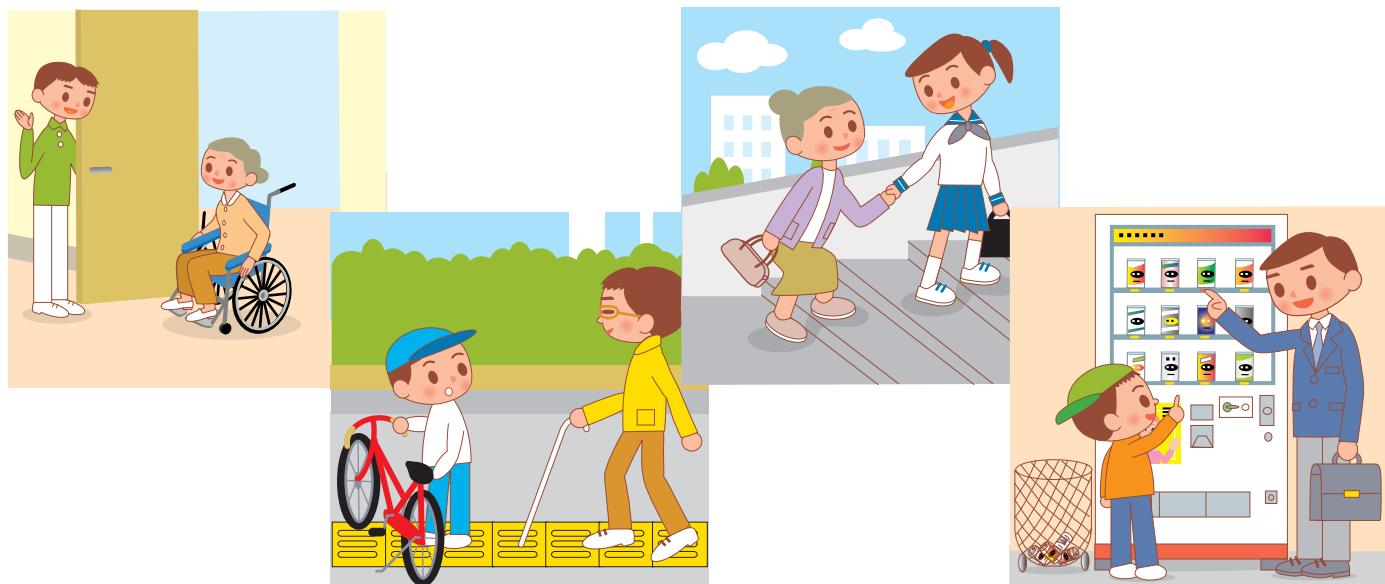
すべての県民がみんなにやさしいまちづくりについて理解を深め、積極的に取り組むよう意識の高揚を図ります。

きほんてき してん  
**基本的視点**

より快適なまちをつくるための  
県民意識の醸成



「みんなにやさしいまちづくり」で大切なのは、  
いろいろな人の立場にたって考える「思いやりのこころ」です。



み

かくにん

**身のまわりのものを確認しよう!**

し 知らず知らずのうちに、わたしたちが考えている「当たり前」は本当にすべてのひとにとっての「当たり前」なのでしょうか？何気なく使っている階段やエレベーター、トイレ、ドアノブなどが高齢者や子どもにとって使いにくいものになってしまいませんか？普段の生活の中で身のまわりのものを確認し、みんなが使いやすいように考えましょう！

はじ

**できることから始めよう!**

しよう 障がい者のための誘導ブロックや駐車スペースに自転車や自動車を止めない、困っている人に声をかける、手を差し伸べるなど、一人ひとりが「思いやりのこころ」を持って、できることから始めましょう！建物などのユニバーサルデザイン化が十分でなくとも、「思いやりのこころ」でそれを補うことができます。自分のできることから始めてみてください。

すべての人が施設、サービス、情報等を快適に利用することができ、  
ひとしく社会参加できるまちづくりを目指します



# 段差のない玄関

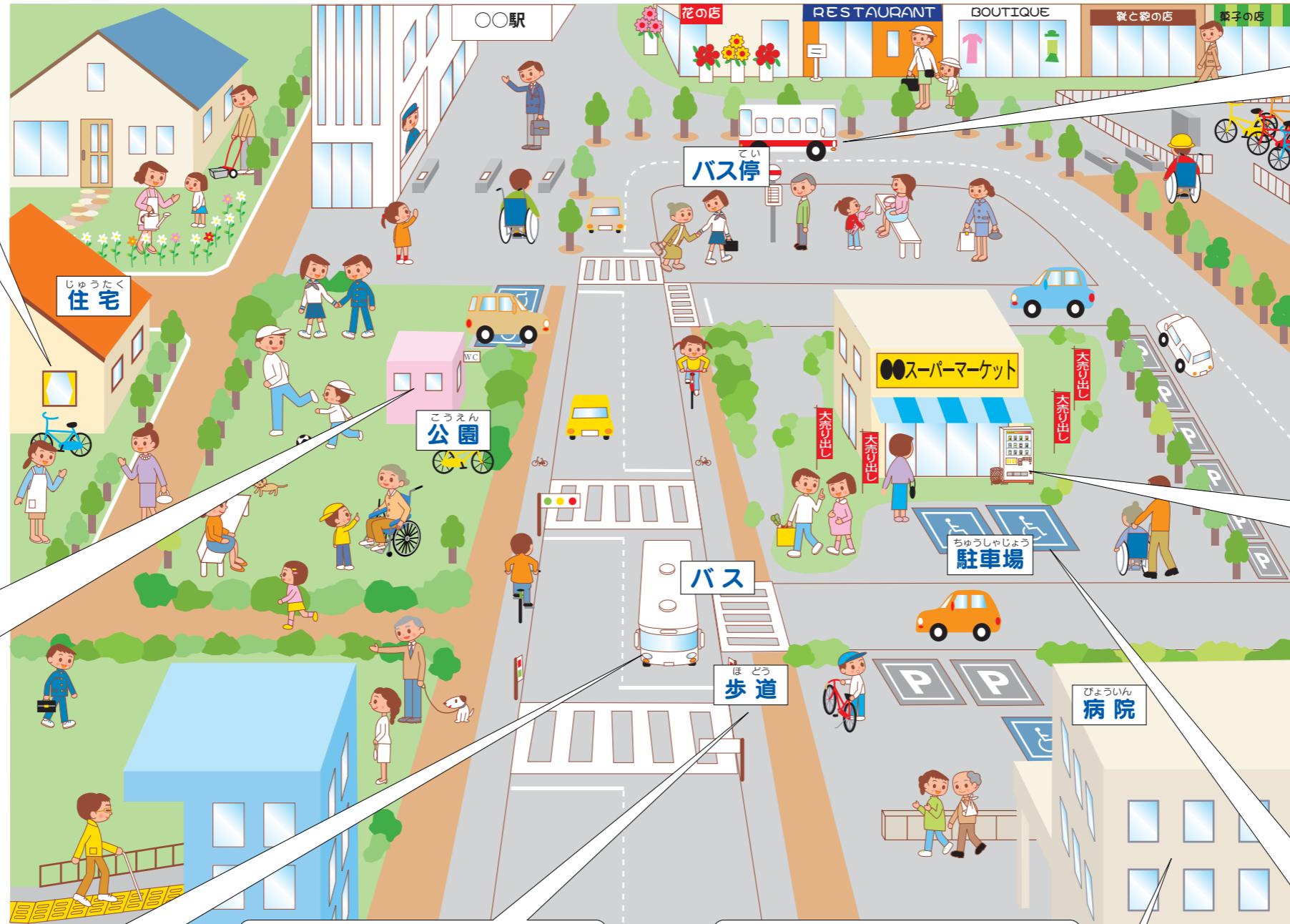
げんかん だんさ おくがい  
玄関は段差をなくしており、屋外から  
スムーズに入れるようになっています。



こうえんない せっち たもくべき  
公園内に設置された多目的トイレには、  
いりぐち だんさ づ しょう  
入口の段差はなく、子ども連れや障が  
かた つか  
いのある方などもみんなで使えるよう  
はいりよ  
配慮されています。



くるま りよう かた  
ノンステップバスで、車いす利用の方  
こうれいしゃ の  
や高齢者なども乗り入れしやすいよう  
になっています。



だんさ な ふぶん もう むさんすい  
段差の無い部分が設けられた無散水の  
しようせつはどう とうきかん あんせん かいてき ある  
消雪歩道です。冬期間も安全、快適に歩  
くことができます。



えんせき こうういさ だれ いわ  
縁石との高低差をなくし、誰もが違和  
かん の 感なくバスに乗れるようにしています。



ごども おとな くるま りよう  
子供から大人まで、また車いす利用の  
かた しょうひん と たか はい  
方も、商品を取り出しやすい高さに配  
りよ  
慮されています。



くるま りょう かた ふじゅう かた  
車いす利用の方や足の不自由な方など  
りょう ちゅう  
が利用できるよう、ゆったりとした駐  
しゃ かくば  
車スペースが確保されています。

## 基本方針

2

# たてもの 建物などのユニバーサルデザイン

こうれいしや しよう しゃとうおよび ようはいりょしゃ えんかつ にちじょうせいかつまた しゃかいせいかつ  
高齢者、障がい者等及び要配慮者が円滑に日常生活又は社会生活を  
いと かんきょう せいび はか  
営むことができる環境の整備を図ります。

## 基本的視点

### 1 利用者のニーズにあった 多様な選択肢の準備

エレベーターとエスカレーターが両方あると使う人が自由に選べます。



### 3 雪国の視点からのユニバーサル デザインの構築

むさんすいしうせつほどう  
無散水消雪歩道

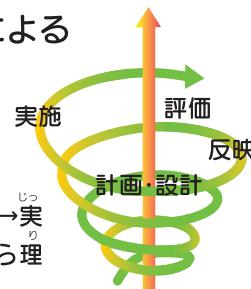


### 2 施設と施設をつなぐ連続した 空間の形成

うんごう ほどう  
ノンステップバスの運行に合わせた歩道のかさ上げ、バスが現在どのあたりにいるかなどの情報提供システムの設置、段差の無い歩道、段差の無い建物の出入口の整備など、  
いっただいてさ せいひ  
一的な整備

### 4 繼続的な見直しによる ユニバーサル デザインの推進 (スパイラルアップ)

スパイラルアップとは、計画→実施→評価→反映を行なながら理想に向かっていくプロセス。



## 病院、百貨店、ホテル、飲食店等の建築物や道路、公園などの

せいかつかんれんしせつ せいび さい やまがたけん  
生活関連施設を整備する際は、「山形県みんなにやさしいまちづくり条例」に  
定める生活関連施設の整備基準に適合するよう努めていただく必要があります

## 「生活関連施設の整備基準」の例

### 出入り口



- 出入口の幅は、80cm以上とします。
- 自動ドアは、車いす使用者が円滑に開閉して通行できるようにします。
- 車いす使用者の通行に支障となる段差を設けません。

### トイレ

- トイレを設ける場合は、車いす使用者が円滑に利用できるようにします。
- 車いす使用者が円滑に利用できるよう、十分な床面積を確保します。
- 車いす使用者が円滑に利用できるよう、便器、手すり等を適切に配置します。
- 手洗いは、車いす使用者の使用が容易なものとします。
- オストメイト対応設備を設けます。



# ユニバーサルデザインの7つの原則

ユニバーサルデザインの7つの原則とは、アメリカの建築家で、ノースカロライナ州立大学ユニバーサルデザインセンター所長を務めたロナルド・メイス教授を中心に、建築家や工業デザイナー、技術者、環境デザイン研究者などからなるグループが協力してまとめたもので、ユニバーサルデザインを理解するうえで基本となる考え方です。

## 原則1

### 誰でも公平に利用できること

誰でも利用できるように作られており、かつ、容易に入手できること。  
例：自動ドア、エレベーター



## 原則2

### 使う上で自由度が高いこと

使う人の様々な好みや能力に合うように作られていること。  
例：高さが違うカウンター、お金や品物の取出口が低い自動販売機



## 原則3

### 使い方が簡単ですぐわかること

使う人の経験や知識、言語能力、集中力などに関係なく、使い方が分かりやすく作られていること。  
例：一目で分かる絵文字を用いた表示



## 原則4

### 必要な情報がすぐ理解できること

使用状況や使う人の視覚・聴覚などの感覚能力に関係なく、必要な情報が効果的に伝わるように作られていること。  
例：シャンプーのふたや本体のギザギザ



## 原則5

### うっかりミスや危険につながらないデザインであること

ついうっかりしたり、意図しない行動が、危険や思わぬ結果につながらないように作られていること。  
例：階段やスロープなどの色を変えて目立つようにする



## 原則6

### 無理な姿勢を取ることなく、少ない時間で楽に使用できること

効率よく、気持ちよく、疲れないで使えるようにすること。  
例：レバー式の水道



## 原則7

### アクセスしやすいスペースと大きさを確保すること

どんな体格や姿勢、移動能力の人にもアクセスしやすく、操作がしやすいスペースや大きさにすること。  
例：多目的トイレ



山形県健康福祉部地域福祉課

〒990-8570 山形市松波二丁目8番1号



023-630-2268



023-630-2301



yfukushi@pref.yamagata.jp



<http://www.pref.yamagata.jp/>